

消防設備士

【消防設備士(法17の5)】

- ・都道府県ごとに年1回以上実施する資格試験に合格することで取得する(法17の8)。
- ・免状交付は都道府県知事が行う(法17の7)。
- ・講習を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、その後は講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに都道府県知事が行う講習を受けなければならない(規33の7)。
- ・甲種を受けるには受験資格が必要。
- ・業務に従事する際、消防設備士免状を携帯しなければならない(法17の13)。

【消防設備士が点検できる消防用設備等の種類(法17の10 規33の3)】

甲種消防設備士

- ・指定区分に応じた消防用設備等の工事・整備・点検をすることができる。

特 類 — 特殊消防用設備等※1

第1類 — 屋内消火栓設備・スプリンクラー設備※2・水噴霧消火設備・屋外消火栓設備

第2類 — 泡消火設備

第3類 — 不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備

第4類 — 自動火災報知設備※3・ガス漏れ火災警報設備・消防機関へ通報する火災報知設備

第5類 — 金属製避難はしご・救助袋・緩降機

※1 ①ドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オンを消火剤とする消火設備 ②加圧防煙システム
③火災温度上昇速度を監視する機能を付加した防災システム ④複数の総合操作盤を用いた総合消防防災システム
⑤閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備 ⑥インバーター制御ポンプを使用するスプリンクラー設備
⑦空調設備と配管を兼用するスプリンクラー設備 ⑧閉鎖型水噴霧ヘッドを使用した消火設備 ⑨放射時間を延長した窒素ガス消火設備
⑩大空間自然給排煙設備

※2 共同住宅用を含む。

※3 共同住宅用、住戸用、特定小規模施設用、複合型居住施設用を含む。

乙種消防設備士

- ・指定区分に応じた消防用設備等の整備・点検をすることができる。

第1・2・3・4・5類 — 同上

第6類 — 消火器

第7類 — 漏電火災警報器

※パッケージ型消火設備とパッケージ型自動消火設備は甲種乙種とも1・2・3類で対応できる。

【消防設備士でなくとも行える軽微な整備(令36の2 規33の2)】

- ・屋内消火栓設備の表示灯の交換
- ・屋内消火栓設備または屋外消火栓設備のホース・ノズルの交換
- ・ヒューズ類・ネジ類等の部品交換
- ・消火栓箱・ホース格納箱等の補修その他これらに類するもの。

消防設備士

【消防設備点検資格者(法31の6-6)】

- ・資格講習により取得できる。
- ・受けるには受験資格が必要。
- ・取得した後も5年以内ごとに再講習を受けなければならない。
- ・指定区分に応じた消防用設備等の点検をすることができる。

【消防設備点検資格者が点検できる消防用設備等の種類】

第1種

屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・屋外消火栓設備・泡消火設備・動力消防ポンプ設備・連結散水設備・連結送水管・消防用水・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・消火器・簡易消火用具・パッケージ型消火設備・パッケージ型自動消火設備

第2種

自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備・消防機関へ通報する火災報知設備・避難器具・漏電火災警報器・非常警報器具・非常警報設備・排煙設備・非常コンセント設備・無線通信補助設備・誘導灯・誘導標識